

【議案第36号】

令和3年度浜田市国民健康保険特別会計予算

議案第36号 令和3年度浜田市国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

反対理由の1つは、毎年度のごとく繰り返されてきた引上げにより、もはや負担の限界を超えたと言わざるを得ない総額99万円に達する保険料賦課限度額をベースに編成された予算であることによります。しかし、それ以上に、毎年私が指摘しているとおり、当初予算のこの段階で、市長及び執行部が本算定に当たっての保険料率の考え方、方向性について何ら明らかにしない点に、私が本予算に反対する根本的な理由があります。

予算決算委員会での質疑において私は、保険料収入をはじめ、令和3年度予算における各種数値が前年度と同程度となっていることを明らかにした上で、3年度の保険料率算定に当たっての考え方についてたどしました。これに対し執行部は、冒頭、3年度の保険料総額が2年度の当初予算額や決算見込額と比較してそれぞれ6,300万円、3,500万円の減額となっていると答弁しました。

この数字は、一体何を意味するのか。財政調整基金からの繰入をせずに保険料率を引き下げることができる、その可能性があるということを示唆する数字なんです。にもかかわらず、この後の執行部の答弁は、現状では被保険者数や所得などの必要なデータがないので計算できないが、仮に被保険者数や所得の状況が2年度と同様であれば、保険料率は上げないで済む可能性があると考えているというもので、そこには保険料率の引き下げなどまるで考えたこともないというような態度であります。

今回に限らず私は、当初予算の段階で保険料率を具体的に示しなさいなどと要求したことは一度もありません。財政調整基金残高が5億円程度、3年度に必要な保険料総額が前年度比で6,300万円の減額となり、保険料率引下げの可能性を示唆する当初予算のもと、本算定に当たり料率を上げるのか下げるのか、それとも据え置くのか、その考え方を私は聞いているのであって、料率の数値について聞いているわけではないことは執行部も十分ご承知のはずです。

部長答弁にあったように、保険料率は本議会の議決事項ではありません。だからこそ市長、執行部は、せめて予算決算委員会では、本算定に当たっての基本的な考え方は示すべきである考え、私はこれまで何度となく同じことを聞いてきましたが、はっきりした答弁をいただいたことは一度もないです。

国保特別会計予算の審議において、保険料率に関する質疑をしないで、それ以上の何を議論するのか。私は、予算決算委員会における質疑の前に、本算定に当たっての市

令和3年3月定例会議 西村 健議員 反対討論

長、執行部の考え方を示すのは、むしろ当然であると思っています。

本算定に当たっての考え方を示そうとしない本予算は、当初予算としての要件を満たしていないと私は考えるものであり、したがってこの予算には反対するものであることを最後に申し述べ、反対討論を終わります。